

第66回

『どうーゆーのう でんちょうほう?』

電子化は業務効率化に大きな変化をもたらしている。今回筆者が紹介するのは、経理の電子化に対応した電子帳簿保存法の改正である。改正法の施行開始は来年1月1日と、既に3カ月を切った。中小の法人や個人事業主にも影響が予想される電子帳簿保存のルール変更をみていく。

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます）」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。

と云われても「ふーん、でもうちみたいな中小企業には関係ないよね?」と思う方が多いと思われま。同じ税金関係でも増税や減税であれば皆さん興味を持ちやすいと思いますが、帳簿の保存なんて経理担当者が勝手にやっておいてくれたらいいんじゃないの?と

まではそれなりに負担感が増すものと拝察します。

ここ数年で一気に多くの書類が紙でのやり取りから電子メールを介したやり取りに切り替わってききました。し

かし、完全に切り替わったわけではなく、郵便によるやり取りも残っておりま。そのため、会社に届く請求書は紙と電子データが混在するのが普通であり、一元管理するためには電子データで請求書を受領したらずに印刷して紙面の請求書と一緒に保管するというのが経理実務として

はメジャーな方法と認識しております。うーん改正されるのは仕方ない、とにかく電子データで届いた請求書は印刷しないでそのまま電子データで保存しておけばよいのだなと思われたかもしれ

ません。しかし、電子帳簿保存法では電子取引の保存要件として2つの要件がございます。すなわち、「真実性の要件」②保存場所にパソコン、ディスプレイ、プ

リント等およびこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式および明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

①電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限ります）

③検索機能を確保すること

この中で実務上、各社がどう運用するか考慮すべきは③の検索機能です。

国税庁が公表している「電子帳簿保存法一問一答(電子取引編)」においては、問12で請求書データのファイル名に、規則性をもって内容を表示するという方法を例示しております。

すなわち、受領した請求書の電子データの内容が2022年1月25日にA商事から100万円の請求だとしたら「20220125 A商事 100万円」となります。

これは地味に面倒です。あくまで例示ですので今のうちに対処法を考えておいて安心して新年を迎えたいものですね。

今月の筆者

●プロフィール

2005年よりIPO、M&Aや事業再生業務に携わり、老舗呉服店からITベンチャーまで多種多様な企業を相手に、200件超のサポート実績を残している。1979年宮城県仙台市出身。慶應義塾大学経済学部（慶應義塾志木高等学校）卒。



LR会計
代表 公認会計士・税理士
山田 幸平

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pro.biz/>